九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

非文字知社会と中世の時間・暦・交通通信・流通に関する研究

服部, 英雄
九州大学大学院比較社会文化研究院 : 教授 : 日本史

井上, 聡
東京大学史料編纂所 : 助教

細井, 浩志
活水女子大学文学部 : 教授

橋本, 雄
北海道大学大学院人文科学研究院 : 准教授

他

https://hdl.handle.net/2324/17911

出版情報 : 2010-03
バージョン :
権利関係 :

KYUSHU UNIVERSITY

中世の時間──定時法・不定時法および常香盤について

服部英雄

（初出 20070513 科研ニューズレター、20100907 大幅に加筆補訂）

キーワード：定時法　絶対時間　不定時法　相対時間　時計　日時計　日の出・日の入り　南中　漏刻（漏剋、水時計）　常香盤　時香盤　香時計　目盛り　金串　日中の均分　夜間の均分　高野山　金剛峯寺　金剛宝戒寺　清閑院　東大寺二月堂　吉野蔵王堂　御供御所　労働の時間　閏月　閏祈祷　閏講

はじめに―問題の設定
（１）定時法と不定時法
（２）常香盤（香時計）――所在調査とその特性
（３）不定時法による表記と定時法による表記
（４）月食のなぞ
（５）刻と点
（６）閏講
（７）まとめ
（８）英文要約 Summary

はじめに―問題の設定

時間　古代遺跡出土木簡には時間を定めての指示が記されている。たとえば戌の刻限（午後８時頃）までの到着（福岡市下月隈遺跡出土木簡）、あるいは毎日寅の刻（朝４時前後）から田にての労働・勤務（石川県津幡町・加茂遺跡出土嘉祥二年二月十二日郡符木簡）を命じられた脚力・農民は、夜であっても時間を知っていた。大宰管内では警固所から国府・大宰府への解（上申・報告）に時刻（亥剋、三剋、寅三剋）を記している（『本朝世紀』天慶八年七月二十六日条）。飛駅（飛脚）を使用したことに伴うものであろう。駅家ほか官衙、そして飛脚・脚力は時刻を周知していた。戦国時代の史料になると、配達時間を指定された飛脚史料がみえている（年欠十一月十二日宗像氏貞書状・山田文書、『行橋市史』資料編中世、３９５）。さきの脚力木簡もあわせ考えれば、そもそも運送に当たる脚夫は時間内に配達することが義務づけられていたし、その中継点には時計（漏刻のようなもの）が置かれていたようだ。経巻筆写の奥書にも夜中の時刻が記される（宗像色定法師一切経奥書、文治五年十二月廿五日夜亥刻書之、建久二年辛亥十二月二十三日子剋書之、ほかにも戌時、寅時など多数＜『宗像市史』史料編古代中世＞）。宗教者が非日常的な時間帯に写経し、それを記録した。寺院も時刻を把握している。

天体に依拠する日時計、北斗七星観測が考えられるが、悪天もある。水時計、香時計の使用も推定できる。時刻は梵鐘（鐘の音）によって周囲住民に周知されていたで

あろう。

福岡市の鴻臚館跡から梵鐘鋳型が出土したが、国衙・郡衙・警固所・駅家などの官衙には漏刻台が常備されて、梵鐘で時刻を伝達したと推測できる。漏刻台の遺構は飛鳥水落遺跡が、水落という地名とともに、著名である。それ以外の遺構が知られていないけれども、中国都城に鼓楼・鐘楼があったように、鐘楼建物の内部に漏刻が置かれて、それを見ながら梵鐘で時を知らせていた可能性が高い。漏刻は建物内部にあったか、ないし軍使用のもののように移動可能なものであっただろう。そのため遺構として検出されることはほとんどない。

これらについては文献の記述が皆無に近く、遺構の検出も少ないから、各寺院の香時計・日時計など遺物の調査を進めるいっぽうで、文献の読み直しを図る必要がある。

暦　時刻は暦と不即不離の関係にある。月の動きによった太陰暦では月の形によって暦日の大まかな認識は可能であったが、精密な暦日の認識や閏月の存在などをどのように知ったのかも検討すべきで、「閏講」のような閏月の周知徹底のため行われた民間行事の存在も、できるかぎり具体的に明らかにしたい。

（1）定時法と不定時法

時刻（時間）には定時法（絶対時間）と不定時法（相対時間）がある。

定時法は1日を十二時で均等に分ける。この場合、一時（いっとき）は昼夜を問わず、どの時間帯でも同じである。

不定時法は日の出から日の入りを六時（とき）、日の入りから日の出までを六時とする。日本では季節によって日の出時刻も日の入り時刻も変わるから、昼の一時（とき）は夏には長く、冬には短い。

定時法・不定時法を問わず、十二支での時刻表現があった（午、未など）、その刻を四つの点に分けた。午の刻を例にとると午の一点、二点、三点、四点がある。南中（正午）は午三点であった。定時法なら午一点（11 時 0 分）、二点（11 時 30 分）、三点（12 時 0 分、四点（12 時 30 分）となる。

ほかいくつ（八つ、六つなど）で数える数字時間表現があって「卯が日の出朝六つ、酉が暮れ六つ」である。また中世には日暮れから夜明けまでを五等分した更点時刻法もあったが、中国風の表現で使われた。

定時法による時計、すなわち絶対時間時計が漏刻（水時計）である。不定時法による時計は日時計の案分目盛りである。香時計は定時法だが、後述するような使用法で不定時法にも対応できた。時代が下って江戸時代になると、絶対時間時計として掛時計、櫓時計、台時計など機械時計（ゼンマイ時計・振り子時計）が使用された。しかし不定時法になれた日本人は、時間表示を不定時法に置き換える和時計（からくり時計）もあわせ発明した。

多くの辞典類の説明に、古代は定時法であり、近世になって不定時法になったとする。不定時法は江戸時代に使われた、とか、室町時代から、とか、江戸時代以前に始

まったという解説が多い。岩波古語辞典の「日本の時刻制度」（広瀬秀雄氏）によると、「定時法は中世にはすたれた」とある。橋本万平『日本の時刻制度』は「平安時代に進歩的な定時法が採用されていたにもかかわらず、戦国時代にいたって時刻法が乱れ、江戸時代には退歩した不定時法が採用された」と述べるけれど、歴史の流れとしては不自然である。『国史大辞典』時法の項（岡田芳朗氏）のみは、測時機器をもたない民間では自然時法もしくは不定時法が一般的であったとする。古代であっても使用する人間の生活空間によって、定時法の世界と不定時法の世界があったとする視点が重要である。

古代が定時法であったことは『日本書紀』斉明天皇６年（660）に、初めて漏刻（水時計）をつくって民に時を知らせたとあることによる。漏刻博士も置かれた。定時法の採用はまちがいのない事実である。しかし漏刻のある朝廷では定時法だったが、そこから離れた一般社会では不定時法だったと推測できる。

日の出・日の入りを基準におく時間区分は自然発生的なものである。原始的ともいえる。世界を見れば、不定時法はギリシアに始まりローマに伝わり、ローマ帝国で使用されて中世に至ったとある。明るくなってから勤務を開始するというのは、執務形態としてごく当たりまえである。昼夜で区分を変える不定時法は自然光のみで生きてきた人間の労働・生活に密着しており、最初の時刻法であった。

平城京の官人が日の出とともに出勤したということは、かりに定時法を採用していたとしても、明らかに不定時法の考えにもとづく行動・生活である。日時計によって南中時間（正午）を記録し、日の出・日の入りからの時間を等分すれば、数日分の時刻は簡単にわかる。これを通年で記録すれば、不定時法の時刻制度も簡単に作成できる。

毎日寅の刻（朝４時前後）には田に出ることを命じられた農民（上掲）も、命令の中身は日の出前に仕事を始めよ（日の出前には田にいよ）という意味に解されるから、不定時法による生活にちがいない（石川県加茂遺跡出土木簡）。易林本節用集〔１５９７〕に「十二時異名 鶏鳴（ケイメイ）丑　平旦寅」とある。どこかから聞こえる一番鶏の鳴き声で起床すれば、寅までに田に出ることは可能だった。これは労働と関連した広義の不定時法（自然時法）採用である。

中国律令制度を導入し、古代国家が成立した。古代王権が絶対時間を必要としたのは、中国同様に日本において、日食月食を予測する必要があったからである。日食月食は絶対時間（天文時間）を正確に把握して、計算する必要があった。極論すれば、漏刻や漏刻博士はそのために置かれたとさえいえる。

江戸時代においても日食月食が予知されているように、定時法がまったく廃れたわけではない。定時法が廃絶していれば、幕府天文方は日食月食の予知ができない。

つぎに、いくつという表現は近世には多数派だったけれど、古代にもある。

まず近世には、浮世草子・武家義理物語〔１６８８〕二・二「日影も、にし（西）にかたふき（傾き）、お八ツのしらせ太鼓（だいこ）うちぬれば」

とある。

古代でも『枕草子』二六九段・「時奏するいみじうおかし」に

「なんけ（何家）のなにがし（某）、時、丑三つ、子四つ」など、時の杭さす音など、いみじうをかし。「子九つ、丑八つ」などこそ、里びたる人は言へ、すべて四つのみぞ、杭はさしける。

とある。朝廷は四点制である。夜間でも時奏者は沓を履き、弦を鳴らして、音によって悪魔・妖気を払いながら、それぞれの点・毎に担当者たる自身の名前を名乗り、刻・点も声に出しつつ、時の杭を挿したことがわかる。いっぽう里人は近世に同じく、子刻を九つ、丑刻を八つといったとあるから、近世に同じ不定時法の時刻があった。朝廷は定時法と刻点であり、民間は不定時法で「数・プラス・つ」だった。

橋本万平『日本の時刻制度』（１９６６）はすぐれた研究書だが、概して古記録への言及が少ない。刊行されたのは半世紀前、当時、活字化された古記録類はあまり多くはなかった。豊富な時刻記載のある小右記は、当時「史料大成」1935 が刊行されていたが、これは刊本の分量・全三冊分しかなかった。全十一冊からなる「大日本古記録」本・小右記の刊行によって、やっと全容が明らかになったといえる。以下、上記書には言及がないと思われる史料をあげておく。

●打鐘

陰陽寮では午二点など節目に鐘を打った。定刻の鐘なのか、行事開始の鐘なのかよくわからないとはいえ、不定期に鳴らし続ければ混乱するから、基調は定時の鐘である。

（A）定刻の鐘と確実にいえるもの。

○『中右記』永長元年五月十日条・午二点に鐘。

暫於幔外令寄給否沙汰間、陰陽寮打鐘、是午二点鐘也、依剋限満不着休所給、大殿・関白殿御時又如此云々、共不令寄給也

（B）行事の開始時に打った鐘かと思われるものは以下だが、刻限に合わせたと考えられる。

○天元５年５月２５日（小右記）

時々雨、参内、御読経結願、午二点打鍾〔鐘〕、

○長治１年８月６日（中右記）

公卿多参集仗座、未三点打鐘

○寛弘７年３月６日・御堂関白記

六日、乙酉、水執、雨下、季御読経初、申二尅打鐘、

○万寿４年９月１４日（小右記）

『季御読経事』先是打鍾、〈申二剋〉

（C）鐘は移動が可能で、行事の場に運んで打つこともあった。刻限を示したかどうかはわからない。
○寛仁１年１０月８日（小右記）
問、只申同事、至今只先仰尅限可打鐘之由、弁資業令仰図書寮、時剋推移不打鐘、史生令催仰、惣不申左右、差召使遣鐘所令問案内、帰来申云、鐘未運、在本寮者、乍驚仰資業、経数剋僅打鐘

（D）午二点でも鐘が鳴らず時刻がわからないことがあった。おそらく宮中の枢要人物が病であったときである。
○長徳３年６月２２日小右記
東三条院の御悩により御所に行幸
廿二日、甲寅、巳剋許参内、同四剋幸女院（藤原詮子)、〈依御悩重、推察剋限午二剋許歟、〉鈴奏・警蹕・侍衛如例

●陣には時計係がいた。時間を問えば回答がきた。「漏剋」が時間を連絡している。
○万寿４年７月２６日（小右記）
　予着杖座此間一両卿相参入、問時剋、午二剋、内大臣参、次関白、其後諸卿
学士、亮等不候、余復陣座、問時刻、申二剋者
○康和４年１２月１１日（中右記）
　時申奏漏剋

●時計もあった。「陣において時剋を見る」とある。
時のクイがあったこと、夜間も時刻を示していたことは前掲の研究史が明らかにしている（橋本、「枕草子」ほか)。杭といえば日時計を連想するが、そうではないようで、時刻ごとに杭を刺した。
○万寿４年１月２６日（小右記）
　以陣官令見時剋、申二剋者、
○治安３年１１月１４日（小右記）
　午時許参入、於陣令見時剋、午二剋関白以権左中弁経頼被示早参由

●貴族はしばしば陰陽寮にたちよって時間を確認している。
○永長１年５月１０日（中右記）
　過陰陽寮間、令御随身問時剋、午一点
○嘉保２年９月５日（中右記）
　入仮屋下了、時剋尋陰陽寮処、未二点者、則以消息申上卿了、
　行事では陰陽寮が時間を告げている。
○御堂関白記・寛弘８年６月２５日（一条法皇崩御・入棺）
　公信朝臣来宿所云、自陰陽寮人来、《申》子三点由、即参上催行、引導広〔業〕

朝臣、

陰陽博士の時間（絶対時間）と勤務時間（相対時間）は正午には一致する。定時法・不定時法の併用は日常生活で、支障が出るほどの差はなかった。とりわけ正午前後では無視できた。

地方官衙では駅家を含めて漏刻が設置されたと考えられる。駅家では夜間は漏刻によって測定し、飛脚は絶対時間に従って行動した。官衙は絶対時間を採用したが、労働は不定時法だったから、二重の時刻制度となった。目的による使い分けがあった。

民衆にとって時間はどのように必要とされるのか。農民ならば夜は眠る。時間はほとんど必要ない。しかし漁民は夜間の時間も必要とした。「いさりび」（漁火）は万葉集（十二、十九）にみえている（射去火、伊射里火）。天体観測で時間を知った。

写経記録（奥書）には夜間の時刻が記されることがある。写経では人々が眠る時間に一心不乱に写経していることを記録しておき、努力をそれとなくアピールする必要もあった。つまり寺院には仏への灯明があり、油があったから夜も活動できた。夜に眠らずしごとをする人がいたから、夜の時刻も必要だった。

朝廷も同じで、夜にも会議が行われた。朝廷には陰陽寮と漏刻博士がいた。時のクイ・時のフダ、時奏、打鐘があって、時計も時報もあった。

古代人中世の民衆にとって、時間の観念はどのように必要とされたのか。現在の途上国の場合、時間はそれほどには必要でないようにみえる。市場が開かれる日、バスは人がいっぱいになったら出発する。本数は多いから乗れなくなるということはない。時刻ダイヤに支配はされない。しかし政府や軍隊は正確な時間把握を要求される。

時間はそれを必要とする人々の階層・業務によって千差万別だった。

（２）常香盤（香時計）――所在調査とその特性

以下は常香盤についての調査結果とその機能に関する考察である。

Ａ　大分市金剛宝戒寺金堂（大日堂）・常香盤。

常香盤という。ご住職によれば、昭和５８年から平成５年まで約１０年間、香を焚いていた。金堂（地元では通称大日堂）が国の重要文化財になったので、いまは２４時間も焚くことはない。コの字型に置く。コの３本のうち１本が約７時間。

もっと長く焚こうと思ったらコの線を延ばしていけばいい。仏の前を清浄にする。時間を計ることはできただろうし、それにあわせて鐘もつけたかもしれないが、いまは近代的、そういうことを考えたことはない。

B　和歌山県新宮市（指定文化財）＊資料１参照（前千雄氏提供）

清閑院（臨済宗妙心寺派）にある。ここでは文化財指定の名称は香時計。

常香盤、一辺四〇センチに七本の溝、一昼夜で香が燃える。

清閑院にて

清閑院に保存されている香時計は、いつの時代につくられたものかはっきりしませんが、寛政年間（一七八九から一八〇〇）のものと伝えられています。

高さ七八センチメートル、深さ二〇センチメートル、一辺が四〇センチメートルの木製の箱で、中には灰が入れてあります。その上に七本の溝をつけた薄い板をおいて、その板の溝の部分に香をみたします。香のはしに火をつけると、全部の香が燃え終わるのに一昼夜かかる仕組みになっています。別名「常香盤」ともいわれているところから、時刻を知るよりも仏前に香を絶やさないようにしたものと考えられます。

資料１

C　吉野蔵王堂：

香時計はないかとたずねましたら、常香盤のことだろう、それならあるということでした。使い方はわからないがテレビ番組をみて知ったということです（写真２参照）。おぼうさんは常刻盤といっていたように聞こえました（当方のききまちがいの可能性もある）。

写真２

D　高野山

事前に霊宝館に香時計の所在について電話で問い合わせたが、「知らない、聞いたこともない、何に書いてあったか」ということでした。あとで香時計といってしまったから、通じなかったと気づきます。

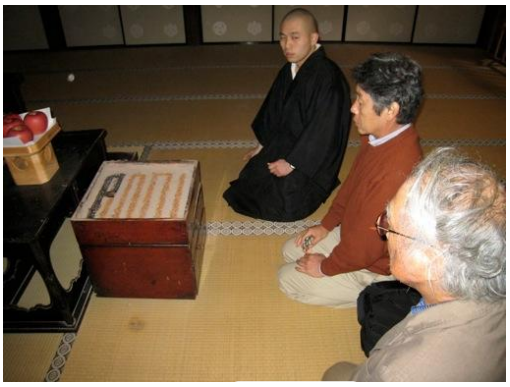

写真３

金剛峰寺でたずねましたら常香盤は今も使っているということで、御供所（ごくしょ）にて使用中のものを拝見しました（燃えてはいなかった）。大塔にはより大きなものがあるということでしたが、そちらは見ていません。高野山では常香盤といえばわかるが、香時計では通じません（写真３，４参照）

常香盤メモ
高野山では大塔・金堂でも見られる。写真３，４は金剛峰寺。
コの字形、馬蹄形。何面かに分ける、半面から四面に分ける（写真の場合は全面を使用中)。
香を絶やさない。香を楽しむ。仏様は花や香りのあるものが好き。
常香盤、よっぽど慣れていないと難しい。線香のもの（種類）や、太さによってちがう。
盛方によってちがう。盛方で一時間、何時、二時間、三時間。半日は持つ。自分の感覚では三日は持つ。盤の太いものなら三日四日は保つ（もっと保つと思う)。
和ロウソクでも時間を計ることができるが、使うところは少ない。
台所の上の菜種油も燃え尽きたら作業をどうするとか、時間の目安になっていた。

写真４

型（型枠がある)、押す、全部を一度はムリ。型に合わせる。
上手い人、灰の上に抹香を押し固める。押しかげんで時間が変わる。
お通夜、蚊取り線香で一二時間保つ（細い線香のことか)。

流派によって置き方が違う。馬蹄形はたぶん三憲（三宝院三憲方か）と思う。一本のところもある（うずまきのことか)。中院流はコの字。
写真５はＦにあった他流派のもの。盤面の４分３を使っている。

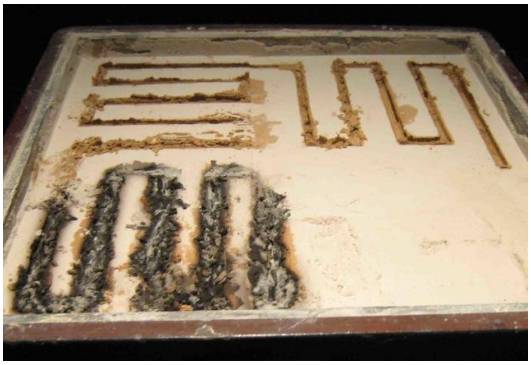
写真５

Ｅ　東京根岸・大名時計博物館
　収集品の香時計三点。常盤香時計といっています。少しずついい方もちがっています。高野山よりは小さく、一点は燃やした痕跡があるが、それをしたのは先代（館長）の時だろうという。

Ｆ東京上野・国立科学博物館
　香時計一点と遊郭で使われた線香台。前者では高野山の香の置き方とは異なって盤面４分３を使い、後者はいわゆる線香代の語源になったもので、そろばんの珠・付きです。なんとなく想像すれば生々しいものでした。

Ｇ東大寺二月堂（橋本万平『日本の時刻制度』増補版二一四頁）
　時香盤とよんだ。方４０センチほどの方形の火鉢のなかに灰を入れ、その上に幾回

も曲るコの字方に抹香を積み、火を一端につけて燃える長さを、時刻を示す金串の位置で読む。金串は六時（ろくじ）を示す。六時は昼夜を六分した念仏読経の時刻。すなわち晨朝（じんじょう）・日中・日没（にちもつ）・初夜（そや）・中夜・後夜（ごや）。かつてはお水取り行事の時刻を教える唯一の時計。

上司海雲和上は

処世界という役は入浴後いちばん早く上堂して堂内を清掃し、午後六時すぎ時香盤に火をつける。宿所から使いの者が上堂時間を問いに来ると、時香盤を見て「初夜まで何寸」と答え、初夜の金串のところまで香が燃えつくと出仕の合図の鐘をつき、上堂の時間が来たことを宿所に知らせる。

ほか香の展覧会に薬師寺のものが出品されたことがある。東寺にも現役で稼働する常香盤がある。江戸博にも展示されている。常香盤は今も作られ売られているなどの情報を得ました。寺院（とくに真言系や禅宗系）には不可欠のもののようです。

写真６

香は経験則で同じような盛方をすれば規則的に一定時間で燃えると考えられます。盤上をいっぱいに使えば三、四昼夜は保つけれど、ふつうはそんなに長くは使わず、途中で金具を入れて止めるとのことです（写真６参照、橋本著書より）。

香時計は絶対時間の時計でありますが、灰の上になにかの目印を入れることで、相対時間時計への転用が容易であると推測します。日本の時刻制度２１４頁には東大寺の香時計（時香盤という）の線香脇に置かれた金串の写真があります。つまり毎日日の出と日の入りを測って、夜・昼それぞれを分けて目印（金串）で六等分すれば、しばらくの不定時法時間測定に対応することは簡単と思われました。

――――・――――・

漏刻では絶対時間しか計れない。その点、絶対（時間）時計でありながら、相対（時間）時計への転化も可能になる点が、常香盤（香時計）の長所である。

寺院では仏への絶えざる香華が必要であった。

＊六時不断之焼香（承元三年十月　日・北山曼荼羅堂願文：六時は仏語。昼夜を六分した念仏読経の時刻。すなわち晨朝（じんじょう）・日中・日没（にちもつ）・初夜・中夜・後夜（ごや）の称。）

＊不断香『鎌倉遺文』25490

また梵鐘があるから鐘を鳴らして時間を周囲に通知することができた。常香盤を時

計に転用し香時計にしたことは確実と考える。

（３）不定時法による表記と定時法による表記

橋本万平「日本の時刻制度」は源氏物語（須磨の巻）の旅先の記述「日長きころなれば、追い風さへそひて、まだ申の時ばかりに、かの浦につき給ひぬ」とある「申の刻」は不定時法とする。いっぽうで京都での源氏物語の時間は定時法であったから、橋本は両時法の使い分けは不可能とし、理解不能とするが、単純に両時法があったと見ても、特段不自然な点はない。宮中朝廷と地方（旅先）では、時計がちがうのだから併用は当然と考えるべきではないか。

上記の源氏物語は不定時法でよいと考えるが、厳密にいえば、中世記録から不定時法による表記と定時法による表記を峻別することは、じっさいには至難である。

鷹尾家文書『鷹尾神社文書』１１６
建保四年歳次丙子正月十三日
正月十三日自巳時、高良神人与牙（矛）五十丁、舟三太夫家ニ寄チキリキ、又竹サヲヽモテツキ、又ツフテヲモテ寄相ヽヽ、鉾共ヲ以散ヽ与打合事、酉刻マテ也

酉の刻でくみうち合いが終わったというのは、日没で終わったということと同義だろう。不定時法の確率が高い。だが建保四年（１２１６）正月十三日は新暦では二月九日（三正綜覧）で、神戸（日付変更線近く）の日没は十七時三十六分。定時法での酉の刻１７時から１９時に収まっている。これ以上の情報は得にくい。

京都での日の出日の入りは以下のとおりで、もし厳密な定時法が適用されていたら、日の出が寅の刻、日没が申の刻になる場合もあることになるが、ふつうの記録ではそうした事例を見つけられない。

＊京都：日の出　夏至　４時４２分　秋分５時４５分　冬至７時６分
　　日の入り　夏至１９時１４分　秋分１７時５３分　冬至１６時４５分

これは明石子午線によっているから中世（京都）では１、２分遅れる。

上記の源氏物語では日の長い時期とあるから春から夏に向かうときであろう。むろん定時法の申の刻に到着した可能性はあって、断言はできないわけだが、到着してから日の入りまで一時以上あったから申の刻と記したと考えれば、不定時法でよい。

（４）月食のなぞ

下記では天体現象である月食に関し、複数史料に異なる時間表示があった例である。一方は京都で、おそらく陰陽寮発の時刻である。定時法であろう。一方は泉佐野だったから不定時法の確率が高い。ただし彼岸に近い時期で、かつ記述は亥刻や子刻で、もともと定時法と不定時法の差がない時間帯である。しかしさまざまな問題提起をしてくれる素材だから検討しておきたい。

Ａ『実隆公記』文亀元年九月十五日条に
「今夜月蝕也、皆虧正現出、及亥下刻復復末」

Ｂ『政基公旅引付』の同日・文亀元年九月十五日条に
「今夜月蝕、暦云時申、然者他州歟之由、成覚之處、事外黒蝕也、雖皆虧（＊皆虧はみなかける、カイキ）小（＊少し）ハ先々も所残也、今夜一分も不残、及亥四點聊有光色、及子剋本覆、今夜之蝕之程、一向不残事、未見者也、御祈祷何之人哉、可恐可恐」
（＊原本には見せ消＜けち＞がある。影印判（和泉書院、１９９６刊）を参照されたい。）

細井浩志氏が古天文学者の峰崎綾一氏にこの文亀元年９月１５日月蝕（西暦で１５０１年１０月２６日）状況の計算を依頼されたところ、峰崎氏は、メイウスに基づいて計算し、オポルツェルで確認をしてくださったという。

想定観測地点は京都で、泉佐野なら１分程度の差です。オッポルツェルでの計算結果は誤差２～３分です。
かけ始め：１６：０６
月の出：１６：５８
皆既始め：１７：０８
食甚：１７：５３
皆既終わり：１８：３８
復末：１９：４０
いま（２０１０）ではインターネットでも月食情報が公開されている。
月食情報（「地球上どこでも日食・月食・星食情報データベース」より）
http://www.hucc.hokudai.ac.jp/~x10553/lecl.html
http://www.hucc.hokudai.ac.jp/~x10508/cgi/leclv2.php
１５０１年１０月２６日

	Universal Time	日本時	高度	方位	天頂方向角
月の出	7 時 49 分	16 時 49 分	0	71	320
皆既食の始め	8 時 3 分	17 時 3 分	2	72	145
食の最大	8 時 49 分	17 時 49 分	11	78	212
皆既食の終り	9 時 35 分	18 時 35 分	20	84	279
欠け終り	10 時 37 分	19 時 37 分	32	92	113

日の入り（日本時）：16時51分

日没と同時に月が出るが、かなり食が進行した状態であった。周囲はまだ明るい。月はどのように見えたのだろうか。

「今夜月蝕、暦云時申（定時法で１５～１７時)」は具注暦にあった月食予報時刻であろう。予告は的中した。まだ月は出ていない申刻、明るいうちから食自体は進行していた。食は続き、完全に月明かりがなくなるのを確認した政基は、とてもおどろいている。かれはまだ完全な皆既月食を見たことがなかった。Ｂ「及亥四點（定時法で２２時３０分）聊有光色」「及子剋本覆（子剋、つまり定時法で２３～１時になって本復)」。Ａ「今夜月蝕也、皆虧正現出、及亥下刻（２２～２３時）復末」となった。「本覆」、「復末」（回復、復未ではない）は同じ意味で、その時間は、ふたつの日記ではＡ亥下刻、またＢ子剋とあって、Ａ（実隆）の方が１時間早い。

まず問題は現代の科学的な計算による復末の時間とちがいすぎることだ。計算が正しくないか、日記が不正確なのか、あるいはいずれもが正しいけれど、何らかの事情があったことが考えられる。

１０月末でかなり寒かった。日記の記者たちはずっと屋外にいて月食を観察していたわけではないし、室内で回復を祈る読経もしたことだろう。だがこれだけおどろいているのだからやはり頻繁に見たと考えるべきである。少なくとも家臣は見て逐一報告した。

複数の日記が一致することは無視できない。月食（状態）は長く続いたとみたい。途中雲が出て京都でも和泉でも本復を確認できたのが深夜になったということも考えられるが、それでは実隆や政基に対しあまりに失礼であろう。「亥四點聊有光色」とある。夜半でもまだ暗かった。現代の科学的復原とは齟齬がある。

謎ではあるが、何らかの原因があった。たとえば半影月食が続いていたのではなかろうか。太陽は点光源ではなく円盤状の面光源であることから、本影の周囲に一部光が当たる半影ができる。月食には半影月食もあって淡いながら影ができる（長谷川一郎 「「月食ナシ」と注記された日本天文史料について」『大手前女子短期大学大手前栄養文化学院大手前ビジネス学院研究集録』15, 1995)。
http://ci.nii.ac.jp/naid/110004850667

三条西実隆や九条政基は皆既月食が終わったあとの残映に近い半影を観察し、それが終了した段階で本復（復末）と記録したのではなかろうか。こういう考えが成り立つのかどうか、天文学者の教えを乞いたいところである。

京都の貴族と和泉の寺院（長福寺、円満寺）横にいた貴族がともに共通の時間を有しているが、若干の表記差があった。「子剋」を上限の２３時（本復)、「及亥下刻」を最下限の２３時（復末）とすれば、実際は同じの可能性もある。

長福寺に香時計があったと考えられる（楠瀬論文参照のこと)。寺院では鐘を鳴らす必要と仏への香華の必要が合致するので、常香盤を（香）時計に転用した。九条政基は本来は京都に居住すべき人物で、和泉入山田は旅の場所である。旅先であっても「亥四點」と点まで記している。京都朝廷での日常生活で、点までを意識する習慣ができていた。

○『政基公旅引付』の刻・点記載の事例（詳細は楠瀬論文参照）
文亀元年６月１３日未の一点、振雷
文亀元年６月２１日　酉の一点に及び、京都より飛脚到来す。
文亀元年５月２２日戌の下剋、若前番頭密々に告げ来たりて云く、
文亀元年閏６月２日午の一剋、円満寺来たり、告げて云く
文亀元年閏６月四日　酉の一点、京都より掃部助下る
文亀元年閏６月４日（京都の事件）寅の刻ばかりなりと云々
文亀元年閏６月９日未の下剋雨一行
文亀元年閏６月１９日戌の下剋、小雨
文亀元年７月３０日　夜前、子の剋、日根野村より折紙をもって申し送りて云く
文亀元年９月１日今日暦に云く、日蝕、未申の剋なり（天気は曇り）
文亀２年５月２２日　未の剋に雨下る。
文亀２年９月１９日　日根野より長盛注進して曰く、去る卯の一刻、国方より山の陣へ押し寄せ
文亀３年２月１６日　未の下刻
文亀３年３月１日去る卯の剋､日蝕なり、凡そ他州の儀なり
文亀３年３月１６日申の一剋に女子誕生

（５）刻と点

刻を記した史料は無数に近く膨大にあるが､点までを併記した史料となるとかなり数が減る。ここでは目安として､『鎌倉遺文』および古記録により、刻と点を併記した史料の数を示してみる（図版Ａ、東大史料編纂所データベース『鎌倉遺文』ＤＢ・古記録ＤＢを利用した。なお科研実施期前半では『鎌倉遺文』データベース全巻分は公開されていなかった)。

まず『鎌倉遺文』からの表をみる。

	一点	二点	三点	四点		一剋	二剋	三刻(剋)	四刻(剋)	
子	0	2	0	0						
丑	0	0	0	0						
寅	5	37	0	0				1		
卯	2	18	0	0						
辰	8	19	0	0			1(太陽蝕)			
巳	6	43	0	0					1	
午	2	49	1	0						
未	0	3	0	0						
申	2	11	1	0						
酉	0	1	0	0					1	
戌	0	15	0	0						
亥	0	9	0	3						
小計	25	207	2	3		0	1	1	2	計241
	点刻25	点刻208	点刻3	点刻5						
%	10%	86%	1%	2%						
	一点	二点	三点	四点	五点					
一更	1									
二更	1		2							
三更										
四更	2				1					
五更	1	2	1							
		13253,13325は同一文書で統計には含めない								

ふつうは刻までしか書かないけれど､この表には､点も併記する史料をあげている。刻・点を示す史料は日常生活というよりは、ほとんどが造営・上棟・造替（遷宮）・神事などの非日常に関わる。寺社には点を示す時計があったことになる。こうした用

途以外に刻・点が併記されることは、文書を書く人たちの場合には稀だった。

もっとも多く使われる「点」は二点であった。点の使用例全体の九割近く（８７％）になる。二点のうち最多例が午二点である。南中（正午）である午三点ではなく、午二点が重視された理由はわからない。巳二点がそれに次いで多い。

二点に次ぐのは一点であるが、全体のわずか１０％強にすぎない。二点がいかに多いかがわかる。

三点・四点はきわめて少ない。四点は亥四点が三例見えるのみである。寅三刻、巳四刻はあるが民経記紙背文書など記録の世界である（八坂神社文書が一点ある）。一日の終わり、日付の変更がどの時点であるのかは議論があるが、十二支の終わりである亥四点は、一日の終わりと意識されたであろう。

すなわち、文書の世界では三点、四点の使用例はきわめて稀である。ほとんど意識されていないかのようである。近代人の感覚では１時間に相当する三点が重視されてもよいと思うが、そうした傾向もない。

極論すれば時刻の始まりである一点とそれ以外の中間時間帯を示す二点があったのかとさえ思われるが、詳細は不明である。三点、四点はほとんど使われなかった。

先に述べたように香時計（常香盤）では刻相当に目印を入れたとしても、点まで目印（金串）を入れることは少なかっただろう。東大寺二月堂の金串は六時、すなわち現代でいう四時間ごとに一つ刺されていた。刻はその半分である。あとは目測で刻の中間、二点がわかれば十分だったか。

当然だが、夜間の刻・点記載は少なく、丑刻の点併記は一例もない。寅二点は多いが、神事・造営だから、たぶん人の起床時間とは関係しない。夕刻の酉が少ない理由は不明。古文書でも神事・遷宮・上棟等の記事では、夜間の時刻が多く登場する。

夜の時間帯である更はほとんど禅僧・坐禅に関わって見える。蘭渓道隆の文章（下記）に更点が頻出するから、中国仏教の輸入である禅（中国式坐禅）で更点が用いられたと推測できる。寺院では昏鐘と暁鐘を鳴らし、坐禅に合わせて定時刻に鼓を打つとされた。

○

今後沐浴之日、昏鐘鳴至二更三点、転四更至暁鐘時、並要坐禅、不帰堂赴衆者、罰出院、四更五点後、聖僧・侍者・収洗面桶、五更一点後、若有洗面者、罰油一斤、昏鐘鳴後至定鐘時、不許向火、二更一点後、聖僧侍者、埋炉中火、若有開向之者、罰二斤油、四更一点至五更二点、並不許向火（建長寺文書 17-13127）

○

以香為定式、領衆坐禅、二更三点、可撃鼓　（信濃常楽寺文書 17-13129）

次に古記録（日記）データからの統計であるが、いずれも日記を書いた貴族（記主）の生活を反映するもので、『鎌倉遺文』からの統計とは様相を異にする（図版Ｂ）。

中世の時間 – 定時法・不定時法および常香盤について
服部 英雄

古記録ＤＢ

	一点	二点	三点	四点	終点	一剋	二剋	三剋	四剋	終剋	一刻	二刻	三刻	四刻	終刻	初刻	初剋	
子	4	7	4	4	0	13	13	4	4	3	0	4	3	5	1			
丑	4	2	1	1	0	15	5	3	5	4	1	1	3	3	0	1		
寅	1	5	0	1	0	2	3	3	1	1	1	5	39	25	0		1	
卯	3	10	0	1	0	2	4	1	0	0	20具注暦	54	85具注	17	0			
辰	21	8	2	0	0	3	1	0	2	5	２月蝕	2	3	1	0			
巳	15	25	2	10	0	11	8	6	9	5	8	1	3	4	1			
午	18	60	5	9	0	12	23	12	11	7	5	2	3	3	4			
未	23	30	5	11	0	17	20	13	11	10	3	4	0	4	2			
申	21	33	2	17	0	12	12	3	7	8	3	4	26	15	3			
酉	11	8	1	2	0	6	4	2	0	5	76具注暦	48	87	23	2			
戌	9	33	1	6	0	5	9	4	3	2	1	5	3	1	0			
亥	4	8	1	12	0	13	18	2	10	5	2	3	4	4	3		１月蝕	
小計	134	229	24	74														
										小右記、					薩戒記のみ			
										薩戒記								
守辰丁	0																	
守辰	0				平安遺文	奈良なし												
漏刻博	15	全部鎌倉期			鎌倉遺文	奈良１												
漏剋博	0				平安遺文１													
漏剋	3																	
漏刻	2	漏刻博士以外			平安遺文まったくなし													
																	剋、刻、克寸	
初刻	8	７日食月蝕																
	1	文永１年３月２４日																
太鼓	1	長元６年１１月２８日			小右記	時間に関係なし												
大鼓																		
金鼓																		
																	九暦・該当本文が出ない	

朝廷に勤務する上級貴族は夜間でもさかんに活動している。特殊な階級の貴族生活であるが、古文書（武士や祠官が作成）での刻・点よりは、はるかにかれらの実生活に密着した史料だといえる。

＊東大史料編纂所データベースは２０１０年９月の段階で、『小右記』データが故障のため公開中断になっており、概して２００７年作成表・科研報告会での報告史料よりも刻点史料が減少している。古記録による統計表は暫定的に科研報告会実施期のものを掲載せざるを得ない。以下ではおもな特色を簡単に指摘するにとどめる。

まず点は『鎌倉遺文』に同じく二点が多数である。正午である午二点（午二剋）は多い。しかし、三点・四点も少なくはない。『鎌倉遺文』ではほとんど見られなかった三点・四点、三剋・四剋が古記録の場合には多い。中央史料である古記録では、不定時法では軽視される傾向にあった刻点（三点・四点）が多く見られる。（１）で述べたが、朝廷には絶対時間時計である漏刻があって、時奏・打鐘があったからであろう。定時法とその時計である漏剋が常備されて時間が通報されていたからといえる。

朝廷と貴族が漏剋に規定される絶対時間（定時法）によっていたことがわかるが、ただし平安京の市中生活とは、また異なっていた可能性は想定したい。

＊具注暦を掲載する古記録では時刻記載が圧倒的に増えるが、注記して収録し、統計からは除外した。

＊終点という記述はないが、『小右記』、『薩戒記』には終剋という記述がある。終刻は『薩戒記』のみである。

○参考

良祐（色定法師一切経）・奥書＜点記載はない＞

文治三年４５点

四月十一日始壬午書終日十六日辰時書畢
　巳時４　午時４　未時７　申時６　酉時１１　酉時許１
＊以後の年は少ない。
文治四年４５通には時間の記載なし
文治五年・４６通に
　卯時２　戌時１　寅時１　亥時２
文治六・建久元年（全５０通）に　巳時１　亥時１　戌時２
建久二年・　子剋１　酉剋１
建久三年・戌時
建久七年・戌時
建久八年・申時許
正治元年・卯時許

（６）閏祈祷・閏神楽・閏講
　およそ五年に二度（厳密には十九年に七度）閏月がくる。閏月であることを忘れることも多かったらしい。万一忘れていると、月が一つ狂うわけだから、支障を生じた。『日本民俗大辞典』（１９９９，閏年の項、富山昭氏執筆）には閏年の正月に閏講という会合を開く事例や、閏月の一日に神楽を行う事例が紹介されていて、前者は鳥取県日野郡、後者は文政二年（一八一九）の駿河国有渡郡船越村（現在の清水市）の記録に見えるとある。
　前者は柳田国男『分類祭祀習俗語彙』（一九六三）に引用されている。その原報告は入澤令子「奥日野の民俗を語る（日野郡日野上村字宮内）」（『因伯民談』鳥取郷土会、５巻２号､昭和１３年８月）である。以下に引用する。

一　閏講
　閏年には閏講とて正月中に小部落毎に（五六戸位）、各戸持寄りの宴会、会食をなす。老若男女子供皆集り酒、餅料理各好む所を飲食し歓談、笑語深更に及ぶ、往時は二日間に亘りて賑にして行ひたり、此の閏講を開かざる時は、発狂人出ると云傳ふ。
一　閏年には財布を新調
　閏年には財布を新調する例あり、また三夫婦揃った家の人に財布を縫って貰へば金が溜まるとて、其の家に財布を縫ふ事を頼む習慣あり。

　後者の記録は名主日記で､『駿河国有渡郡船越村名主日記（一)』清水郷土研究叢書（１）・一九七六として刊行されている（編著者川崎文昭、発行所清水市立図書館清水郷土研究会、富山氏も三年分を紹介、史料閲覧は中村羊一郎氏のご厚意による)。

文政三年
閏四月

朔日〇今日草薙神社において、閏月ハ病程ニたゝる物故、万民安全のため御神楽有之、勝手次第参詣致ス様、触知らする
文政五年午年　年番名主　仁左衛門
閏正月
朔日〇草薙神社御祈祷、閏正月ハ病難たゝるもの故、国家安全の御きとうある、村々江、御守被下高札場へ納置御初尾三百文差上ル

閏月は病気と同じように祟る。閏月の初日に閏神楽・閏祈祷が行われた。
静岡県では地名にも閏講がある（沼津市岡宮、小字「閏講」）。閏講田であろう。閏講は上記から推測すると、閏月のはじめに神楽や祈祷を行って安全を祈願したことをいい、そのための講があったと考えられる。講田があって、経費を捻出したのだろう。地名に残るほどだから広範に行われていた。
上記は閏月を恐れる感情の記録であるが、逆に歓迎するものもあった。

歌舞伎『四天王楓江戸粧』（一八〇四）二番目
「小の月は一日の損があらうが、そいつは来年の閏月で埋め合はすがよい」
俳諧『崑山集』春（一六五一）
「慶安元年閏正月朔日に　わかもちをふたつき祝ふ今年哉〈好清〉

後者の『崑山集』では閏月も正規の正月と扱われている。
閏月のある年は平年よりも三十日多い。上記辞典が紹介する、「閏月には行燈まではらむ」（長野県安曇郡）、「閏月には片袖足らず」（片袖では大きなお腹を隠せない）という俗諺が受け入れられる背景でもある。

御当家令条 - 三六・服忌令・貞享元年〔１６８４〕三月一日「一、聞忌の事 遠国におゐて死去、年月をへて告来時は、父母は聞付る日より忌五十日、服十三月、其内閏月をかぞへず」
上記は正規の月とは認められなかった事例であろう。聞忌では数詞月の経過を重んじたようである。

（7）まとめ
従来、日本の時刻制度は古代には定時法が定着していたが、近世には不定時法に移行するとされていた。しかし歴史的には退化現象となり、おかしい。民間には不定時法・自然時刻法があった。律令国家による中国からの天文学の導入によって、朝廷に陰陽寮と漏刻が置かれて、定時法に基づく絶対時間が使用された。朝廷では漏刻が示す時間を、打鐘、時奏によって周知させた。朝廷と貴族社会は漏刻による定時法の社会だった。地方官衙も同じで、駅家では飛駅（飛脚）を使用する関係で漏刻が使用され、定時法社会だった。

しかし民間では不定時法だった。時間は寺院の常香盤を香時計として使用した。香（抹香）の燃える時間は一定で、香時計は絶対時間時計だったが、目印（金串）を使用することで、不定時法に対応する相対時間時計として使用できた。子九つ、丑八つは里人の時刻法として『枕草子』にも紹介されている。

地方の社会を反映する古文書では二点という時刻は多く記録されるものの、一点は其の１０分１ほどしか使用例がなく、三点、四点となると皆無に近い。漏刻のない社会では点までの時間測定はむずかしかったし、必要もなかった。

しかし朝廷には漏刻とそれによる時刻の周知があったから、これを受けて、貴族の日記には三点・四点という時間表示がふつうに見られる。

（８）

Hour Method in Ancient and Medieval Age(Summary)

Hattori Hideo

I studied and analyzed hour method. We have two types of hour method. One is an absolute measurement of time, Teiji-ho（定時法）: a standard hour system in which we divide a day into 24 hours（Before, in China and Japan, into 12 Tokis:一時 Ittoki, ichitoki=2 hours）. It is not affected by seasonal changes like the time of sunset or sunrise. The other is a relative measurement of time, Futeiji-ho（不定時法）: a temporal hour system during the Edo Period in which they divided a day into two (day and night) but not in half, then they divided each of these into 6 Tokis（時）. Since the length of daytime is not the same throughout the year, an hour differs according to the seasons and latitudes. This system had such a close relation to nature that it is quite natural for people to work spontaneously with Futeiji-ho in those days. In fact, this method was used before the Edo period, too. It was also used in Nara period and perhaps even before that.

Jyoukouban（常香盤） is a wooden box with a shallow container of ash on top of it. Incense is placed on the ash and kept burning to pay tribute to Bhudda. Jyoukouban can be used as a clock. Incense will continue burning at a constant rate. So we can know various length of time by observing the length of a burned trace, on Jyoukouban. Incense is hardened in a continuous row by mold forms. If you put marks called Kanakushi（金串）at 6 equal intervals on the incense which corresponds to the absolute length of a day, each interval means 1 Koku by Teiji-ho. While you put two Kanakushi marks at sunrise and sunset on the incense and divide the length between them into 6, you can get 1 Koku by Futeiji-ho. Thus Jyoukouban clock can be applied to both Teijiho and Futeijiho time method. Large temples always had Jyoukouban. 1Koku（刻, 2 hours）is divided again into four tens（点,1ten is 30min.）. You can roughly tell one-half Koku(2 ten-points) by visually dividing the length of Koku of the incense into two halves. Samurais and priests used Futeijiho based on Jyoukouban. "Two ten-points" （Niten 二点）are seen in many papers and documents written by them but they hardly refer to third or fourth quarter of Koku(3ten-points or 4 ten-points).

On the other hand, the court（朝廷）had a water clock（水時計、漏刻、Roukoku）. It is a clock measuring the absolute time Teijiho, and it can tell exact time every thirty minutes. Besides there was an officer to tell the hour, to sound a bell for Time to announce, in Onmyo-ryo（陰陽寮）. Noble people usually wrote diaries every day. In their diaries, we see not a few expressions of even 3ten(点 three ten-points) or 4ten(four ten-points) time. The nobilities seem to be quite acquainted with the clock by Teijiho time method.